

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年12月5日(2019.12.5)

【公表番号】特表2018-536706(P2018-536706A)

【公表日】平成30年12月13日(2018.12.13)

【年通号数】公開・登録公報2018-048

【出願番号】特願2018-541599(P2018-541599)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/05	(2006.01)
A 6 1 K	31/138	(2006.01)
A 6 1 K	31/137	(2006.01)
A 6 1 K	31/575	(2006.01)
A 6 1 K	31/593	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/201	(2006.01)
A 6 1 K	31/202	(2006.01)
A 6 1 K	31/122	(2006.01)
A 6 1 K	31/4535	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/02	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/05	
A 6 1 K	31/138	
A 6 1 K	31/137	
A 6 1 K	31/575	
A 6 1 K	31/593	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	31/201	
A 6 1 K	31/202	
A 6 1 K	31/122	
A 6 1 K	31/4535	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	35/02	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 P	43/00	1 2 1

【手続補正書】

【提出日】令和1年10月25日(2019.10.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

カンナビジオール(CBD)と、少なくとも1つのコレステロールエポキシドヒドロラーゼ/抗エストロゲン結合部位(ChEH/AEBS)阻害剤化合物との相乗的な組合せを含む組成物であって、ChEH/AEBS阻害剤化合物が選択的エストロゲン受容体モジュレーター(SERM)では

ない、組成物。

【請求項 2】

前記ChEH/AEBS阻害剤化合物がChEH/AEBSの選択的阻害剤であり、具体的には、前記ChEH/AEBSの選択的阻害剤がPBPE又はテスミリフェン(DPPE)から選択される、請求項1に記載の組成物。

【請求項 3】

前記ChEH/AEBS阻害剤がコレステロール生合成阻害剤であり、具体的には、前記コレステロール生合成阻害剤がトリパラノール、テルビナフィン若しくはU-18666A、又はそれらの組合せから選択される、請求項1に記載の組成物。

【請求項 4】

前記ChEH/AEBS阻害剤化合物がB環オキシステロールであり、具体的には、前記B環オキシステロールが6-ケトコレスタノール、7-ケトコレスタノール、7-ケトコレステロール及びコレスタン-3b,5a,6b-トリオール(CT)、又はそれらの組合せから選択される、請求項1に記載の組成物。

【請求項 5】

前記ChEH/AEBS阻害剤化合物が不飽和脂肪酸であり、具体的には、前記不飽和脂肪酸がオレイン酸、アラキドン酸(ARA)若しくはドコサヘキサエン酸(DHA)、又はそれらの組合せから選択される、請求項1に記載の組成物。

【請求項 6】

医薬的に許容される担体を更に含む、請求項1～5のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 7】

がんの治療をする方法における使用のための、請求項1～6のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 8】

前記がんが、血液又は骨髄関連がん、胆管のがん、膀胱のがん、骨のがん、腸のがん(結腸のがん及び直腸のがんを含む)、脳のがん、膠芽細胞腫、胸のがん、神経内分泌系のがん(一般的にカルチノイドとして知られる)、子宮頸部のがん、目のがん、食道のがん、頭部及び頸部のがん(このグループとしては、口、鼻、喉、耳、又は舌を覆う表層、の裏地を形成する細胞において始まる上皮性悪性腫瘍が挙げられる)、カポジ肉腫、腎臓のがん、喉頭のがん、白血病、急性白血病、慢性リンパ性白血病、肝臓のがん、肺のがん、リンパ節のがん、ホジキンリンパ腫、非ホジキンリンパ腫、黒色腫、中皮腫、骨髄腫、卵巣のがん、膵臓のがん、陰茎のがん、前立腺のがん、皮膚がん、軟部組織肉腫、脊髄のがん、胃のがん、精巣がん、甲状腺のがん、腫のがん、外陰部のがん及び子宮のがんである、がんの治療をする方法における使用のための、請求項1～6のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 9】

エストロゲン受容体陰性がんの治療をする方法における使用のための、カンナビジオール(CBD)と、少なくとも1つのChEH/AEBS阻害剤化合物との相乗的な組合せを含む、組成物であって、具体的には、前記ChEH/AEBS阻害剤化合物がChEH/AEBSの選択的阻害剤であり、より具体的には、前記ChEH/AEBSの選択的阻害剤がPBPE又はテスミリフェン(DPPE)から選択される、組成物。

【請求項 10】

前記ChEH/AEBS阻害剤がコレステロール生合成阻害剤であり、具体的には、前記コレステロール生合成阻害剤がトリパラノール、テルビナフィン若しくはU-18666A、又はそれらの組合せから選択される、エストロゲン受容体陰性がんの治療をする方法における使用のための、請求項9に記載の組成物。

【請求項 11】

前記ChEH/AEBS阻害剤化合物がB環オキシステロールであり、具体的には、前記B環オキシステロールが6-ケトコレスタノール、7-ケトコレスタノール、7-ケトコレステロール及びコレスタン-3b,5a,6b-トリオール(CT)、又はそれらの組合せから選択される、エストロ

ゲン受容体陰性がんの治療をする方法における使用のための、請求項9に記載の組成物。

【請求項 1 2】

前記ChEH/AEBS阻害剤化合物が不飽和脂肪酸であり、具体的には、前記不飽和脂肪酸がオレイン酸、アラキドン酸(ARA)若しくはドコサヘキサエン酸(DHA)、又はそれらの組合せから選択される、エストロゲン受容体陰性がんの治療をする方法における使用のための、請求項9に記載の組成物。

【請求項 1 3】

医薬的に許容される担体を更に含む、エストロゲン受容体陰性がんの治療をする方法における使用のための、請求項9～1 2のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 1 4】

前記ChEH/AEBS阻害剤化合物が、カチオン性アミノエトキシ側鎖を含む選択的エストロゲン受容体モジュレーター(SERM)であり、具体的には、前記SERMがクロミフェン、タモキシフェン、4-ヒドロキシ-タモキシフェン、ラロキシフェン、又はそれらの組合せから選択される、エストロゲン受容体陰性がんの治療をする方法における使用のための、請求項9に記載の組成物。

【請求項 1 5】

前記SERMがトリフェニルエチレン(TPE)若しくはカチオン性アミノエトキシ側鎖を含むその誘導体、又はそれらの組合せから選択される、エストロゲン受容体陰性がんの治療をする方法における使用のための、請求項1 4に記載の組成物。

【請求項 1 6】

前記がんが、胆管のがん、膀胱のがん、骨のがん、腸のがん、脳のがん、胸のがん、神経内分泌系のがん、子宮頸部のがん、目のがん、食道のがん、頭部及び頸部のがん、カポジ肉腫、腎臓のがん、喉頭のがん、白血病：急性白血病、慢性リンパ性白血病、肝臓のがん、肺のがん、リンパ節のがん、ホジキンリンパ腫、非ホジキンリンパ腫、黒色腫、中皮腫、骨髄腫、卵巣のがん、膵臓のがん、陰茎のがん、前立腺のがん、皮膚がん、軟部組織肉腫、脊髄のがん、胃のがん、精巣がん、甲状腺のがん、膣のがん、外陰部のがん及び子宮のがんである、エストロゲン受容体陰性がんの治療をする方法における使用のための、請求項9～1 5のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 1 7】

カンナビジオール(CBD)と、少なくとも1つのナフトキノン又はその誘導体との相乗的な組合せを含む、組成物であって、具体的には、前記ナフトキノン又はその誘導体がメジオンである、組成物。

【請求項 1 8】

医薬的に許容される担体を更に含む、請求項1 7に記載の組成物。

【請求項 1 9】

がんの治療をする方法における使用のための、請求項1 7及び1 8のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 2 0】

前記がんが、血液又は骨髄関連がん、胆管のがん、膀胱のがん、骨のがん、腸のがん、脳のがん、膠芽細胞腫、胸のがん、神経内分泌系のがん、子宮頸部のがん、目のがん、食道のがん、頭部及び頸部のがん、カポジ肉腫、腎臓のがん、喉頭のがん、白血病、急性白血病、慢性リンパ性白血病、肝臓のがん、肺のがん、リンパ節のがん、ホジキンリンパ腫、非ホジキンリンパ腫、黒色腫、中皮腫、骨髄腫、卵巣のがん、膵臓のがん、陰茎のがん、前立腺のがん、皮膚がん、軟部組織肉腫、脊髄のがん、胃のがん、精巣がん、甲状腺のがん、膣のがん、外陰部のがん及び子宮のがんから選択される、がんの治療をする方法における使用のための、請求項1 7及び1 8のいずれか一項に記載の組成物。